

## 障害年金のお知らせ

平成28年6月1日から

「代謝疾患（糖尿病）による障害」  
の認定基準を一部改正します

## ＜改正後の対象者＞

糖尿病の障害認定は、治療を行ってもなお、  
血糖コントロールが困難な症状の方が対象となります。

具体的には、以下の条件を満たす方が対象です。

1. 90日以上インスリン治療を行っている方
2. Cペプチド値※、重症低血糖、糖尿病ケトアシドーシス、  
高血糖高浸透圧症候群のいずれかが一定の程度の方

※Cペプチド値は、インスリンが、膵臓からどの程度分泌されているかを把握するものです。

3. 日常生活の制限が一定の程度の方

○なお、糖尿病の合併症（糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症など）については、  
対象疾患ごとの基準（腎疾患や眼の障害など）によって認定されます。

不明な点は、**日本年金機構の年金事務所**へお問い合わせください

## <改正のポイント>

糖尿病については、以下のものを血糖コントロールが困難なものとして、障害等級の3級と認定※<sup>1</sup>します。

1. 検査日より前に、90日以上継続して必要なインスリン治療を行っていること

2. 次のいずれかに該当すること

- (1) 内因性のインスリン分泌※<sup>2</sup>が枯渇している状態で、空腹時または随時の血清Cペプチド値が0.3ng/mL未満を示すもの
- (2) 意識障害により自己回復ができない重症低血糖の所見が平均して月1回以上あるもの
- (3) インスリン治療中に糖尿病ケトアシドーシスまたは高血糖高浸透圧症候群による入院が年1回以上あるもの

3. 一般状態区分表※<sup>3</sup>のイまたはウに該当すること

一般状態区分表（抄）

区分	一般状態
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例え、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの

- ※<sup>1</sup> 症状、検査成績と具体的な日常生活状況などによっては、さらに上位等級に認定されます。なお、障害等級は、障害厚生年金では1～3級、障害基礎年金では1～2級があります。
- ※<sup>2</sup> 内因性のインスリン分泌は、自分自身の膵臓すいぞうから分泌されるインスリンのことです。
- ※<sup>3</sup> 一般状態区分表は、日常生活の制限の程度をア～オの5段階で示した指標です。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

全国の窓口 日本年金機構

検索

- ◆ 日本年金機構ホームページでは、年金のしくみや手続きについて、また、年金についてのQ&Aなどもご覧いただけます。
- ◆ 『ねんきんネット』では、インターネットを利用して、ご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申し込みをしていただく必要があります。